
第1章

総論

第1節 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

東大和市は、平成 18 年 5 月、障害者基本法に基づく障害者計画を包含する「第三次東大和市地域福祉計画」(計画期間:平成 18 年度から平成 22 年度)を策定し、また、平成 19 年 3 月には、障害者自立支援法に基づく「第 1 期東大和市障害福祉計画」を策定しました。

その後、3 年ごとに障害者計画・障害福祉計画を策定し、平成 30 年 3 月には児童福祉法の改正によって策定が義務付けられた障害児福祉計画を含めた「東大和市障害者総合プラン(第 4 次東大和市障害者計画・第 5 期東大和市障害福祉計画・第 1 期東大和市障害児福祉計画)」(計画期間:平成 30 年度から平成 32 年度)を一体的に策定し、障害者施策を総合的に推進してまいりました。

このたび、現行計画の計画期間が終了を迎えることから、これまでの進捗状況を踏まえ、新たな課題に対応した「第 2 次東大和市障害者総合プラン(第 5 次東大和市障害者計画・第 6 期東大和市障害福祉計画・第 2 期東大和市障害児福祉計画)」(計画期間:令和 3 年度から令和 5 年度)を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画の根拠法は次のとおりです。

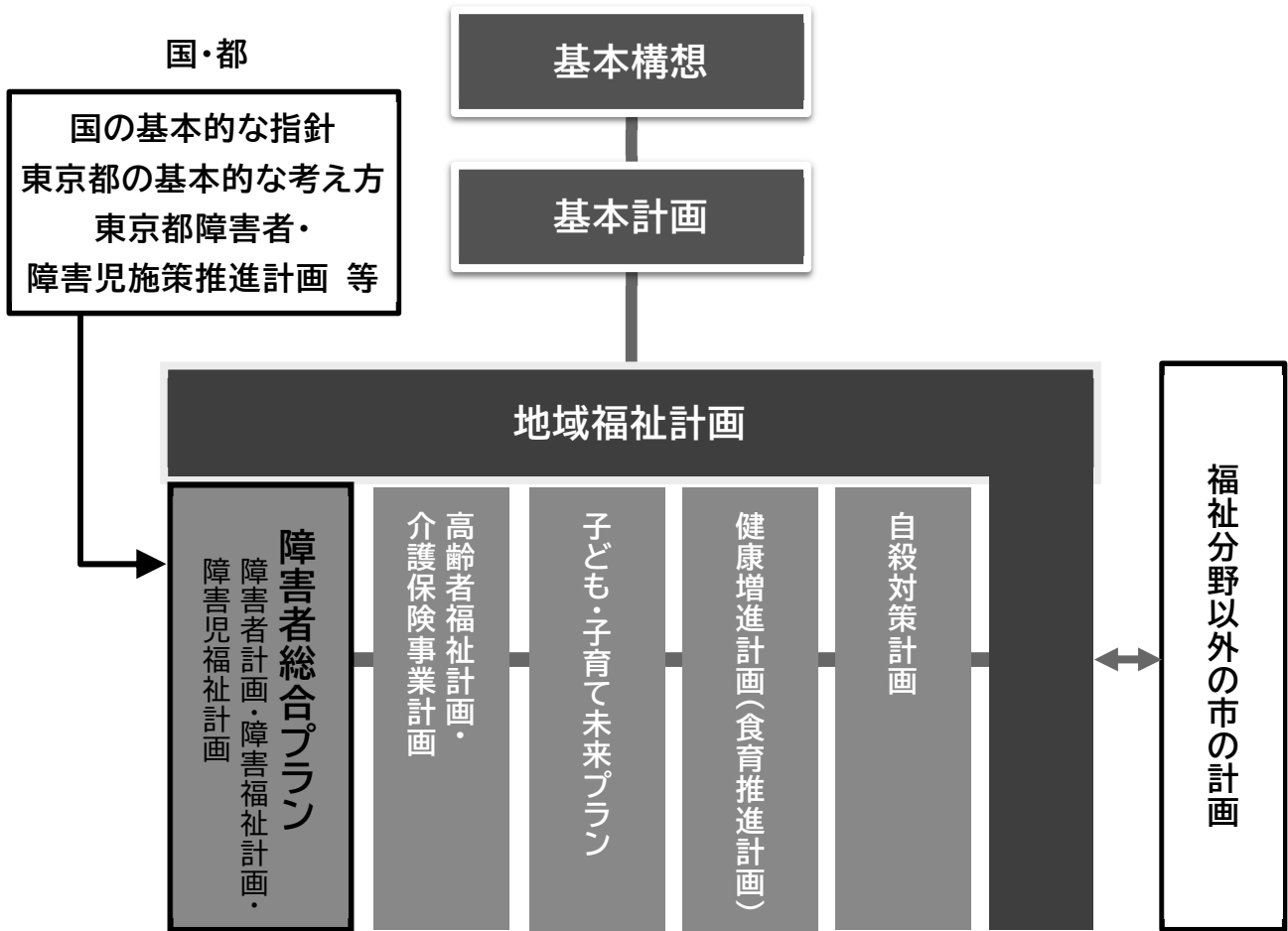
表 1-1 第 2 次東大和市障害者総合プランにおける各計画の根拠法

第 2 次東大和市障害者総合プランの各計画	根拠法
第 5 次東大和市障害者計画	「障害者基本法」第 11 条第 3 項の規定に基づく計画です。
第 6 期東大和市障害福祉計画	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)第 88 条第 1 項の規定に基づく計画です。
第 2 期東大和市障害児福祉計画	「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく計画です。

また、本計画は東大和市総合計画「第二次基本構想(改定)及び第四次基本計画」を上位計画に、第六次地域福祉計画や関連計画と調和を図り策定します。

なお、第 6 期東大和市障害福祉計画・第 2 期東大和市障害児福祉計画は、障害福祉計画・障害児福祉計画策定に係る国の基本的な指針に即し、かつ両計画の策定に向けた東京都の基本的な考え方を踏まえた数値目標等を内容とするものです。

図 1-1 第2次東大和市障害者総合プランと他計画の関係



(3) 計画の対象者

「計画の対象者」とは、障害者基本法の定義に基づく身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他心身の機能に障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に制限を受けている状態にある人を総称するものです。

(4) 計画の期間

本計画は、障害のある人や障害のある児童に係る計画として一体的に策定することから、障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための国の基本的な指針に定める計画策定期間、期間及び見直し時期の規定と整合を図り、計画期間を令和3年度から令和5年度の3か年とします。

なお、次期の計画である第3次東大和市障害者総合プラン(第6次東大和市障害者計画・第7期東大和市障害福祉計画・第3期東大和市障害児福祉計画)は、計画期間を令和6年度から令和8年度の3か年とし、令和5年度中に策定します。

第2節 計画策定の背景

(1) 国等の障害者施策の動向

①障害者基本法

障害者基本法は、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定めた法律で、平成5年の改正で法律名も「障害者基本法」となりました。平成16年の改正により、国は、「障害者基本計画」、都道府県・市町村は、「障害者計画」を策定しなければならないこととされました。

また、平成23年の改正により次の事項が定められました。

- 「障害のある人があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現」が法の目的として新たに規定されました。
- 「障害」の範囲について、発達障害や難病などに起因する障害が含まれることを明確化する観点から、精神障害に「発達障害を含む。」と定義し、難病などに起因する障害については「その他の心身の機能の障害」に含むものとして整理されました。
- 障害の有無に関わらず共生する社会の実現を図るに当たってすべき事項として、地域社会における共生、コミュニケーション手段の選択の機会の確保が、新たに規定されました。

②障害者自立支援法

平成15年4月、支援費制度が導入され、障害者福祉サービスは、「措置制度」から、「契約に基づく制度」に大きく変更されました。しかし支援費制度は、急激に増加した利用者に対し財源保障がなされていないこと、旧来の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法といった個別法に依拠していたことなどの課題を抱えて、制度開始早々から制度改革が検討され、その結果、平成18年4月、障害者自立支援法が施行されました。

障害者自立支援法には次の5つのねらいがあります。

- 障害のある人の福祉サービスを一元化
- 利用者本位のサービス体系に再編
- 安定的な財源の確保
- 障害のある人がもっと働ける社会の実現
- 支給決定の透明化、明確化

なお、障害者自立支援法第88条により、市町村は「市町村障害福祉計画」を定めるものとされ、計画には、障害福祉サービス等の必要な見込量、見込量を確保するための方策を盛り込むと規定されました。

障害者自立支援法により、障害福祉サービスの利用について1割の負担が導入されたことは、障害当事者の反発を招き、施行後ほどなくして利用者負担が軽減され、以後さらなる利用者負担軽減等の改正が繰り返されました。

また、財源確保のために国庫負担基準額を設けたため、重度の障害のある人に必要な介助量が支給されないという事態も招きました。

障害者自立支援法施行による生活への影響は大きく、全国各地で訴訟が提起されました。裁判は、平成 22 年 1 月、厚生労働省との基本合意書を締結して終結しました。基本合意書では、障害者自立支援法の廃止と新法の制定が約束されました。

③障害者総合支援法

平成 21 年 12 月、障害者自立支援法への障害当事者からの異議申立ての結果として新たな制度検討が求められたこと、「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)の批准を目的とする国内法の整備の必要から「障がい者制度改革推進本部」が設置されました。その下に「障がい者制度改革推進会議」が設けられ、さらに障害者自立支援法後の新たな法の検討を目的に、「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が設置されました。

これを受けて、平成 24 年 6 月、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、障害者自立支援法は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に改称され、平成 25 年 4 月(一部平成 26 年 4 月)に施行されました。

法律名改称に伴う改正の概要は、次のとおりです。

- 平成 23 年 8 月に施行された改正障害者基本法の目的や基本原則を新法の基本理念として規定した。
- 制度の谷間のない支援を提供する観点から、「障害者」の定義に新たに難病等を加え、障害福祉サービス等の対象とした。
- 障害程度区分を障害支援区分に改め、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとした。
- 障害のある人に対する支援として、重度訪問介護の対象拡大(重度の知的障害のある人・精神障害のある人も含む)、共同生活介護の共同生活援助への一元化、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加を行う。

④障害者虐待防止法

平成 23 年 6 月、「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が成立、平成 24 年 10 月に施行されました。法では、障害のある人への虐待を①養護者による虐待、②障害者福祉施設従事者等による虐待、③使用者による虐待と定義して、市町村、都道府県などの責務を規定しています。養護者による虐待では、通報を受けた市町村は、立入調査等で事実確認をし、必要に応じて被虐待者の一時保護等も行うこととされました。施設従事者等による虐待に対しては都道府県が、使用者による虐待に対しては都道府県労働局が指導することとされました。

また、虐待対応の窓口として、市町村の部局または施設において「障害者虐待防止センター」、都道府県の部局または施設において「障害者権利擁護センター」の機能を果たすようにすると規定されました。

⑤障害者優先調達推進法

平成 25 年 4 月、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)が施行されました。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障害のある人の自立に資することを目的とするものです。

⑥障害者雇用促進法の改正

平成 25 年 6 月、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成 28 年 4 月に施行されました。

主な改正点は、次のとおりです。

- 雇用の分野における障害を理由とする差別的取り扱いを禁止する。
- 事業主に、障害のある人が働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。
- 法定雇用率の算定基礎に精神障害のある人を加える。

平成 30 年 4 月から、法定雇用率の引き上げ等が行われ、令和 3 年 3 月からさらに引き上げる方針が決定しています。

⑦障害者差別解消法

平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が成立し、平成 28 年 4 月に施行されました。

この法律では、主に次のことを定めています。

- 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」(不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の不提供)を禁止すること。
- 差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- 行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

⑧障害者権利条約の批准

平成 18 年 12 月、国連において「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)が採択されました。国は、条約批准に向けた国内法の整備として、障害者基本法の改正、障害者自立支援法の改正と障害者総合支援法の施行、障害者雇用促進法の改正、障害者差別解消法の制定等を行い、平成 26 年 1 月、条約を批准、2 月に発効しました。

障害者権利条約は、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としており、条約に基づいた取組が国内外で進められつつあります。

⑨障害者総合支援法の施行後 3 年を目途とした見直しと児童福祉法の改正

障害者総合支援法の附則において、同法の施行から 3 年後を目途として、検討を加え所要の措置を講ずるものとされました。これを踏まえ、「生活」と「就労」に対する支援をより一層充実させることを目標とした新サービスの創設や、既存のサービスをより充実させるために「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が制定され、平成 30 年 4 月から施行されました。

障害者総合支援法と児童福祉法の主な改正点は次のとおりです。

- 地域生活を支援する新たなサービス(自立生活援助)の創設
- 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス(就労定着支援)の創設
- 重度訪問介護の訪問先の拡大
- 高齢の障害のある人の介護保険サービスの円滑な利用
- 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービス(居宅訪問型児童発達支援)の創設
- 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- 医療的ケア児に対する支援
- 障害のある児童のサービス提供体制の計画的な構築

⑩地域包括ケア強化法と共生型サービスの創設

地域共生社会の実現に向けて、「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換を目指して、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(地域包括ケア強化法)が平成 30 年 4 月に施行されました。

この中で「地域共生社会の実現に向けた取組の推進等」として、市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化、高齢者と障害のある児童や人が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスが創設されました。

⑪地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行

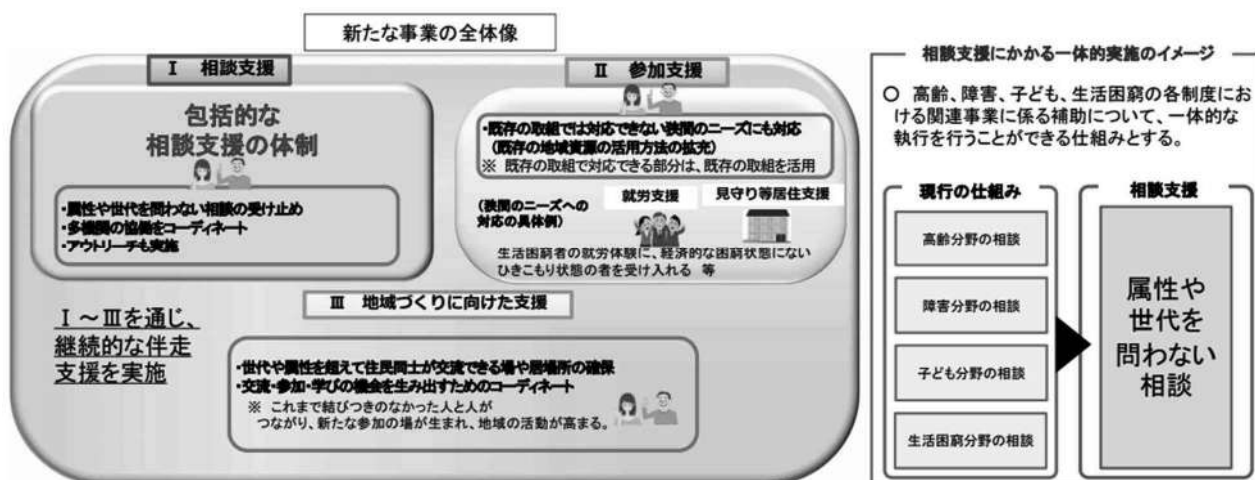
地域共生社会の実現を目指す取組を推進するため、社会福祉法等の改正が予定されています。(施行期日:令和3年4月1日)

主な改正内容は次のとおりです。

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
- 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
- 医療・介護のデータ基盤の整備の推進
- 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- 社会福祉連携推進法人制度の創設

この中で一つ目の「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援」については、高齢、障害、子ども、生活困窮等に関する包括的な相談支援の体制づくりが掲げられています。

図 1-2 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制



⑫障害のある人の社会参加を支える新たな法の施行

平成 30 年 6 月、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、障害の有無に関わらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害のある人による文化芸術活動を幅広く促進することとされ、文化芸術の鑑賞や創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保等の基本的施策が定められました。

また、令和元年 6 月には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、視覚障害のある人等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することで、障害の有無に関わらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、視覚障害のある人等の図書館利用に係る体制整備、インターネットを利用したサービス提供体制の強化、特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援等が規定されました。

(2) 国の障害者基本計画

国は平成 30 年度から 5 か年を計画期間とする「障害者基本計画(第 4 次)」を平成 30 年 3 月に策定しています。

国が講ずべき障害者施策の基本的方向について次のように掲げられています。

- 安全・安心な生活環境の整備
- 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 防災、防犯等の推進
- 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 保健・医療の推進
- 行政等における配慮の充実
- 雇用・就業、経済的自立の支援
- 教育の振興
- 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- 国際社会での協力・連携の推進

(3) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定

① 国の基本的な指針

障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定は、国の基本的な指針(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号)に即することとされ、令和 2 年 5 月に告示されました。

主な見直しのポイントは以下のとおりです。

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 発達障害のある人等支援の一層の充実
- 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障害福祉サービスの質の向上
- 障害福祉人材の確保
- 障害のある人の社会参加を支える取組

②両計画の策定に向けた東京都の基本的な考え方

(東京都障害者施策推進協議会 第6回専門部会資料より)

<障害(児)福祉計画の基本理念>

都は、「障害者権利条約」や、「障害者基本法」、「障害者総合支援法」の基本理念を踏まえて、自らの生活の在り方や人生設計について、障害者自身が選び、決め、行動するという、「自己選択・自己決定」の権利を最大限に尊重するとともに、意思決定の支援を適切に受けられるよう配慮し、障害者が必要な支援を受けながら、障害者でない者と等しく、どのような状況においても人間としての尊厳をもって地域で生活できる社会の実現を目指して、障害者施策を計画的かつ総合的に推進する。

基本理念Ⅰ 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現

基本理念Ⅱ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

基本理念Ⅲ 障害者がいきいきと働ける社会の実現

(4) 東大和市における関連する計画等の策定状況

①第三次基本構想・第五次基本計画

現在、令和4年度を初年度とする「(仮称)東大和市新総合計画」の策定作業を進めています。新総合計画では、20年後に市が目指すべき“まち”の姿(将来都市像)を掲げる(第三次基本構想)とともに、その将来像を実現するために当初10年で行うべき施策を明らかにします(第五次基本計画)。

第三次基本構想では、基本目標として以下の6つを掲げています。

- 子どもたちの笑顔があふれるまち
- 健康であたたかい心がかよいうまち
- 安全・安心で利便性が高いまち
- 心豊かに暮らせるまち
- 環境にやさしいまち
- 暮らしと産業が調和した活力あるまち

②子ども・子育て未来プラン

令和2年3月に令和2年度から令和6年度を計画期間とする「東大和市子ども・子育て未来プラン」を策定しました。

子ども・子育て未来プランでは、以下の基本目標を掲げています。

- 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みをつくります
- ライフステージに沿った子どもの成長と発達を支援する環境をつくります
- 子育てしやすい安全・安心な環境をつくります
- 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える地域をつくります
- 支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります

③健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針

生涯にわたって健康でいきいきと豊かな人生を送ることができることを目指して、平成 30 年度に「健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針」を策定し、令和 2 年度に、健幸都市宣言を行いました。

5 つの取組方針は次のとおりです。

- 身体機能を維持・改善する運動習慣の定着
- 身体を良好な状態に保つ食生活の実践
- 孤立を防ぐ社会参加の促進
- 病気を予防・早期発見する受診の促進
- 健康づくりにつながる環境の整備

④地域福祉計画ほか福祉分野の計画の策定

平成 30 年 4 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（地域包括ケア強化法）が施行されました。これに伴い、社会福祉法が改正され、「地域福祉計画」が各種福祉関係計画の上位計画として位置づけられ、地域福祉計画において福祉の各分野における共通事項を定めることとされました。

当市では、令和 2 年度において、令和 3 年度からを計画期間とする地域福祉計画、障害者総合プラン（第 5 次東大和市障害者計画・第 6 期東大和市障害福祉計画・第 2 期東大和市障害児福祉計画）、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、健康増進計画、自殺対策計画を策定し、地域福祉計画を上位計画として、各分野の計画の整合を図りながら福祉の推進を図っていきます。

⑤SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された国際目標です。

令和 12 年を目標年限とし、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、国際社会全体で取り組むこととされています。

SDGs では、達成すべき具体的目標として、17 のゴール(意欲目標)と 169 のターゲット(行動目標)が示されています。

この SDGs について、国では、平成 28 年に「SDGs 実施指針」を策定し、SDGs を全国的に実施するためには、地方自治体などによる積極的な取組が不可欠であるとしています。

当市では、SDGs で掲げられている 17 のゴールについて、地方自治体の取組と密接な関連があり、地方自治体の取組そのものが、SDGs の達成につながるものと考えています。本計画で掲げる施策や事業を推進することにより、SDGs の達成に取り組んでいきます。

図 1-3 SDGs の 17 のゴール



上記のうち、本計画と密接な関連のあるゴールは、以下のとおりです。

図 1-4 本計画と密接な関係のあるゴール



